

## 警察庁訓令第1号

警察庁電子署名訓令を次のように定める。

平成15年3月28日

警察庁長官 佐藤 英彦

### 警察庁電子署名訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁認証システムにより作成された官職署名符号を用いて行う電子署名に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 官職署名符号 国家公安委員会、警察庁、都道府県公安委員会及び都道府県警察における官職又は組織に係る電子署名を行うために用いる符号をいう。
- (3) 官職署名検証符号 官職署名符号と対応する符号であって、官職又は組織に係る電子署名が当該官職署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。
- (4) 官職証明書 官職署名検証符号が当該官職又は組織に係るものであることを証明する電子証明書(国家公安委員会電子署名規則(平成15年国家公安委員会規則第7号)第2条に規定する電子証明書をいう。)をいう。
- (5) 警察庁認証システム 警察庁電子申請・届出システム(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第3条に基づく申請等及び第6条に基づく処分通知等を行うことのできるシステムをいう。)及び省庁間電子文書交換システムにおいて用いられる官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書(以下「官職署名符号等」という。)の作成その他の官職署名符号を用いて行う電子署名に係る認証に関する処理を行う情報システムをいう。

(電子署名)

第3条 官職署名符号を用いて行う電子署名は、国家公安委員会委員長、国家公安委員会、都道府県公安委員会委員長、都道府県公安委員会又は警察職員が職務上作成した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

(警察庁認証システム運用責任者)

第4条 第2条第5号に規定する警察庁電子申請・届出システム及び省庁間電子文書交換システムに、それぞれ警察庁認証システム運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置き、警察庁情報通信局長(以下「情報通信局長」という。)の指定する者をもって充てる。

2 運用責任者は、警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する。

(官職証明書)

第5条 官職証明書の有効期間は、5年を超えないものとする。

2 官職証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 当該官職証明書の発行番号

(2) 当該官職証明書を発行した警察庁認証システムの名称

(3) 当該官職証明書の発行日及び有効期間の満了日

(4) 当該官職証明書に係る官職又は組織の名称

(5) 当該官職証明書に係る官職署名検証符号及び当該官職署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子

(6) その他必要な事項

3 官職証明書には、これを作成する警察庁認証システムに係る電子署名を行うものとする。

(官職署名符号等の発行)

第6条 運用責任者は、情報通信局長の指定する者に官職署名符号等を発行するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、情報通信局長に対し、理由を付してその旨を申請しなければならない。

3 情報通信局長は、前項の申請があった場合において、その理由を審査の上、必要があると認めるときは、当該申請に係る者を官職署名符号等の利用責任者（以下「利用責任者」という。）として指定し、官職署名符号等を発行するものとする。

4 前項の官職署名符号等の発行は、これを記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）を利用責任者に交付する方法により行うものとする。

（官職署名符号等の失効等）

第7条 利用責任者は、官職署名符号の危殆化（記録媒体の盗難、官職署名符号の漏えい等により利用責任者が認めた者以外の者によって官職署名符号が使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）又はそのおそれがある場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた運用責任者は、遅滞なく、当該官職署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、利用責任者は、官職証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は官職証明書の利用を中止する場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

4 前項の届出を受けた運用責任者は、当該官職署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

（記録媒体の管理）

第8条 利用責任者は、第6条第4項の規定により交付された記録媒体を管理させるため、管理担当者を指名するものとする。

2 管理担当者は、記録媒体を厳重に管理し、官職署名符号の危殆化を防止する措置を講じなければならない。

（細則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、情報通信局長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

2 この訓令の施行前に発行された省庁間電子文書交換システムに係る官職署名符号等は、この訓令に基づいて発行されたものとみなす。